

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ジュウモンジガクエン 学校法人 十文字学園							
フリガナ大学の名称	ジュウモンジガクエンジョシダイガク 十文字学園女子大学 (Jumonji University)							
大学本部の位置	埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号							
大学の目的	建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の目的	<p>人間生活学部は、「生活学」、「女性学」を教育研究の中核とし、その具体的課題を人文、社会、自然の諸科学の成果を応用して追及するとともに、生活諸課題を合理的に解決し、発展させることのできる人材を育成することを教育研究上の目的とする。</p> <p>定員を増加する目的は、各学科を取り巻く環境や学生募集の状況を鑑み、 ①十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科を廃止し、その教育研究領域を人間生活学部に移行し、新たな学科を設置する（文芸文化学科） ②人間生活学部に本学の伝統にふさわしく学生募集において可能性をもつ健康領域の新たな学科を設置する（健康栄養学科） ③人間生活学部の既設学科について定員増を含め新しい体制を構築する（定員増：幼児教育学科・児童教育学科・人間発達心理学科、新体制：人間福祉学科）ことによるものである。</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	人間生活学部	年	人	年次人	人		年月第年次	
	幼児教育学科	4	190 (150)	3年次 5 (10)	770 (620)	学士 (教育学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	
	児童教育学科	4	90 (50)	3年次 5 (0)	370 (200)	学士 (教育学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	
	人間発達心理学科	4	140 (100)	3年次 5	570 (410)	学士 (心理学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	
	人間福祉学科	4	100	3年次 5	410	学士 (社会福祉学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	※平成26年4月届出予定
	人間福祉学科	4	0 (60)	3年次 0 (5)	0 (250)	学士 (社会福祉学)	平成23年4月 第1年次 平成25年4月 第3年次	
	健康栄養学科	4	80	3年次 5	330	学士 (栄養学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	※平成26年4月届出予定
	食物栄養学科	4	120	3年次 10	500	学士 (栄養学)	平成23年4月 第1年次 平成25年4月 第3年次	
	文芸文化学科	4	70	3年次 5	290	学士 (文学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次	※平成26年4月届出予定
	生活情報学科	4	100	3年次 5	410	学士 (社会情報学)	平成23年4月 第1年次 平成25年4月 第3年次	
メディアコミュニケーション学科	4	80 (100)	3年次 5	330 (410)	学士 (コミュニケーション学)	平成27年4月 第1年次 平成29年4月 第3年次		
計		970 (680)	50 (40)	3,980 (2,800)				

同一設置者内における 変更状況 (定員の移行等) (名称の変更等)		人間生活学部 人間福祉学科(廃止) (△60) (3年次編入学定員) (△5) ※平成27年4月学生募集停止 (3年次編入学定員は平成29年4月学生募集停止)				十文字学園女子大学短期大学部 表現文化学科(廃止) (△140) ※平成27年4月学生募集停止				
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
—		— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位				
教 員 組 織 の 概 要	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新 設	幼児教育学科		8人 (6)	7人 (7)	5人 (5)	1人 (1)	21人 (19)	1人 (1)	17人 (12)
		児童教育学科		9 (12)	5 (4)	1 (0)	0 (0)	15 (16)	1 (1)	28 (16)
		人間発達心理学科		7 (6)	5 (5)	3 (2)	0 (0)	15 (13)	1 (1)	23 (12)
		人間福祉学科		8 (8)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	15 (15)	1 (1)	29 (14)
		健康栄養学科		6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	23 (9)
		食物栄養学科		10 (9)	4 (3)	1 (0)	2 (2)	17 (14)	5 (5)	16 (9)
		文芸文化学科		4 (5)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (11)	1 (1)	21 (10)
		生活情報学科		8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	1 (1)	10 (7)
		メディアコミュニケーション学科		5 (5)	5 (5)	1 (0)	0 (0)	11 (10)	1 (1)	17 (11)
		21世紀教育創生部		5 (8)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	7 (10)	0 (0)	— (—)
	計		70 (73)	43 (41)	17 (13)	3 (3)	133 (130)	15 (15)	124 (49)	
	既 設 分	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
合計		70 (73)	43 (41)	17 (13)	3 (3)	133 (130)	15 (15)	124 (49)		
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		81人 (81)		0人 (0)		81人 (81)			
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	図 書 館 専 門 職 員		4 (4)		0 (0)		4 (4)			
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		85 (85)		0 (0)		85 (85)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	27,442 m ²	— m ²	— m ²	— m ²	27,442 m ²				
	運 動 場 用 地	33,091 m ²	— m ²	— m ²	— m ²	33,091 m ²				
	小 計	60,533 m ²	— m ²	— m ²	— m ²	60,533 m ²				
	そ の 他	23,765 m ²	— m ²	— m ²	— m ²	23,765 m ²				
合 計	84,298 m ²	— m ²	— m ²	— m ²	84,298 m ²					
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
		34,769 m ² (34,769 m ²)	— m ² (— m ²)	— m ² (— m ²)	— m ² (— m ²)	34,769 m ² (34,769 m ²)				
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設				
	43 室	72 室	13 室	10 室 (補助職員 一人)		3 室 (補助職員 一人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数					
		大学全体			133 室					

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	183,500 [20,500] (179,500 [20,420])	698 [200] (698 [200])	19 [4] (19 [4])	4,750 (4,550)	7,500 (5,500)	200 (170)		
	計	183,500 [20,500] (179,500 [20,420])	698 [200] (698 [200])	19 [4] (19 [4])	4,750 (4,550)	7,500 (5,500)	200 (170)		
図書館	面積	1,955㎡		閲覧座席数	298		収納可能冊数	160,000	
	面積	3,252㎡		体育館以外のスポーツ施設の概要	該当なし		該当なし		
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等	—	200千円	200千円	200千円	200千円	—	—	
	共同研究費等	—	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—	—	
	図書購入費	—	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—	—	
	設備購入費	—	111,400千円	118,000千円	60,000千円	60,000千円	60,000千円	—	—
	学生1人当り納付金	—	第1年次 1,350千円	第2年次 1,250千円	第3年次 1,250千円	第4年次 1,250千円	第5年次 —	第6年次 —	
学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既設大学等の状況	大学の名称	十文字学園女子大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	大学院 人間生活学研究科 食物栄養学専攻	2	5	—	10	修士 (栄養学)	1.50	平成22年度	埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号
	人間生活学部 幼児教育学科	4	150	3年次 10	620	学士 (教育学)	1.09 1.14	平成23年度	
	児童教育学科	4	50	—	200	学士 (教育学)	1.49	平成23年度	
	人間発達心理学科	4	100	3年次 5	410	学士 (心理学)	1.31	平成23年度	
	食物栄養学科	4	120	3年次 10	500	学士 (栄養学)	1.09	平成23年度	
	人間福祉学科	4	60	3年次 5	250	学士 (社会福祉学)	1.03	平成23年度	
	生活情報学科	4	100	3年次 5	410	学士 (社会情報学)	1.00	平成23年度	
	メディアコミュニケーション学科	4	100	3年次 5	410	学士 (コミュニケーション学)	0.74	平成23年度	
大学の名称	十文字学園女子大学短期大学部								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
表現文化学科	2	140	—	280	短期大学士 (文学)	0.41	平成24年度	埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号	
附属施設の概要	名称：十文字学園女子大附属幼稚園 目的：教育実習園及び研究協力園としての役割 所在地：埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号(隣接地) 設置年月日：昭和43年4月 規模等：土地3,708㎡ 建物1,417㎡								

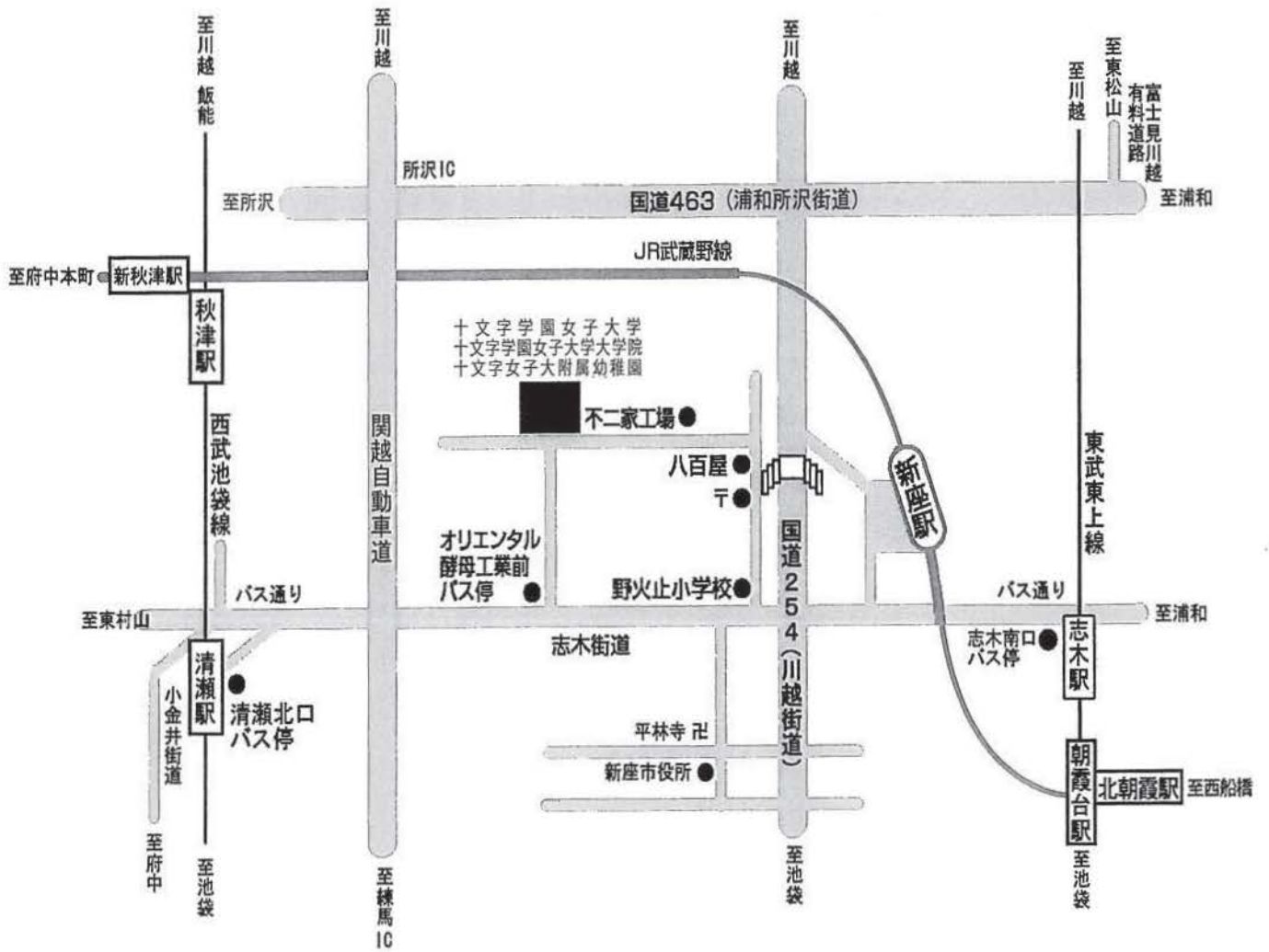
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に於ける収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。



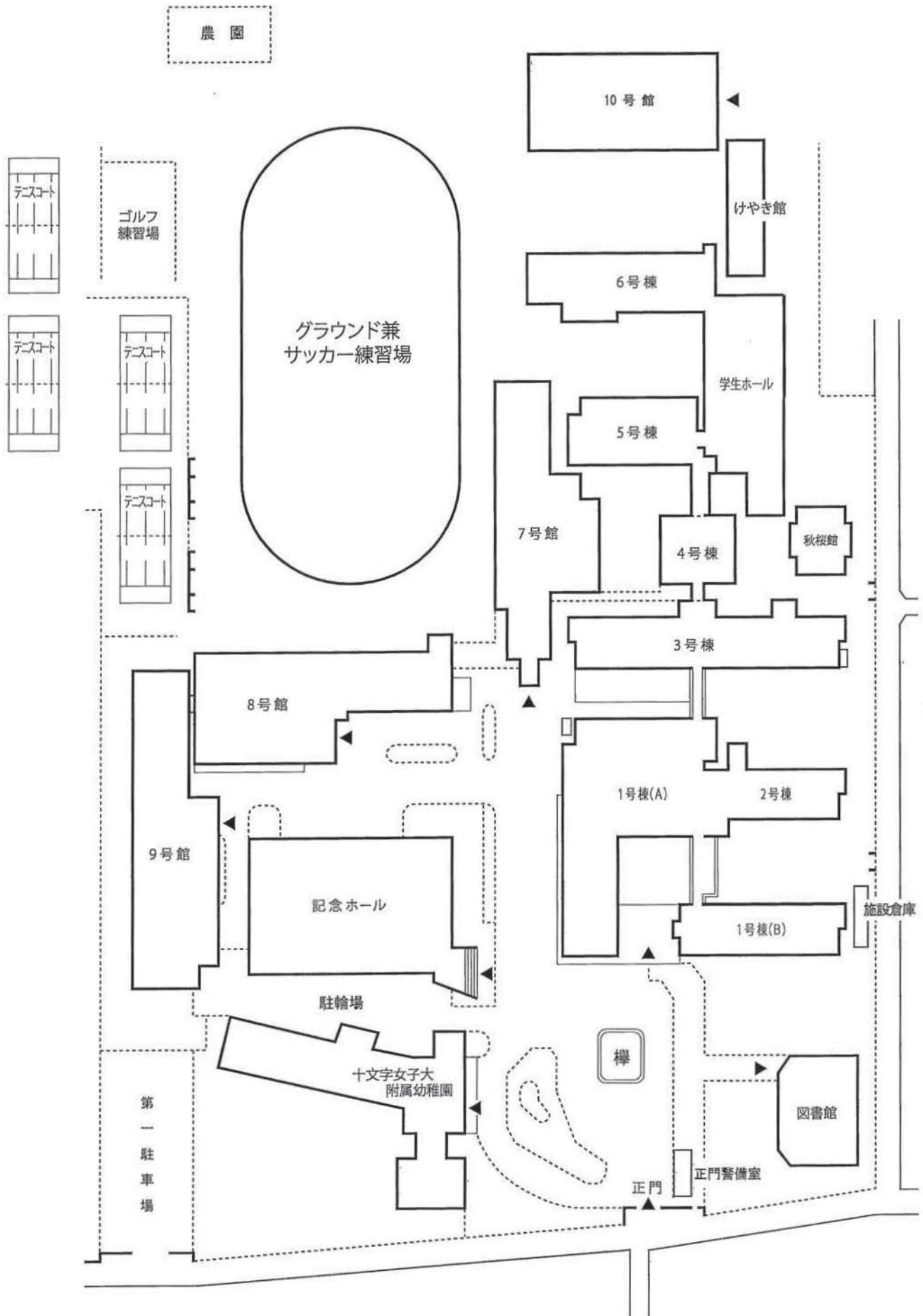
十文字学園女子大学
 十文字学園女子大学大学院
 十文字女子大附属幼稚園

十文字学園女子大学
 十文字学園女子大学大学院
 十文字女子大附属幼稚園



- JR武蔵野線新座駅下車、徒歩8分
- 東武東上線「志木駅」発「清瀬駅」行きバス
- 西武池袋線「清瀬駅」発「志木駅」行きバス
 ともにオリエンタル酵母工業前下車、徒歩5分

建物配置図



十文字学園女子大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 十文字学園女子大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表のとおり定める。

第2章 教育研究組織

（学部及び学科）

第2条 本学に人間生活学部及び次の学科を置き、その入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員3年次	収容定員
幼児教育学科	190名	5名	770名
児童教育学科	90名	5名	370名
人間発達心理学科	140名	5名	570名
人間福祉学科	100名	5名	410名
健康栄養学科	80名	5名	330名
食物栄養学科	120名	10名	500名
文芸文化学科	70名	5名	290名
生活情報学科	100名	5名	410名
メディアコミュニケーション学科	80名	5名	330名

（留学生別科）

第3条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に関し必要な事項は、別に定める。

（大学院）

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

（図書館）

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（機構）

第6条 本学に、地域連携推進機構を置く。

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(情報センター)

第7条 本学に、情報センターを置く。

2 情報センターに関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理センター)

第8条 本学に、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(21世紀教育創生部)

第9条 本学に、21世紀教育創生部を置き、次のセンターを設ける。

- 一 キャリア教育センター
- 二 リメディアル教育センター
- 三 教職課程センター
- 四 特別支援教育センター

2 21世紀教育創生部に関し必要な事項は、別に定める。

(研究センター)

第10条 本学に、必要に応じて研究センターを置くことができる。

2 研究センターに必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び学年暦

(修業年限及び在学年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第26条第1項又は第27条第1項の規定により入学した学生は、第26条第3項又は第27条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学年及び授業期間)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 学園創立記念日 2月15日

- 四 春季休業日 3月21日から3月31日まで
 - 五 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
 - 六 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業（実習を含む。）を課することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 職員組織

（職員組織）

第15条 本学に、次の職員を置く。

- 一 学長及び副学長
- 二 教授、准教授、講師、助教及び助手
- 三 学長が必要と認めたときは、学長補佐を置くことができるものとし、教授又は准教授をもって充てる。
- 四 事務職員、技術職員及びその他必要な職員

（職員の職務）

第16条 職員の職務に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 運営会議

（運営会議）

第17条 本学に、大学及び大学院の運営に関する重要な事項を審議するため運営会議を置く。

- 2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 教授会

（教授会）

第18条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 協議会

（協議会）

第19条 本学に、大学及び大学院の重要な事項を協議するため協議会を置く。

- 2 協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第20条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学並びに外国人留学生については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第23条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学登録料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する女子で、本学への編入学を志願する者には、別に定め

るところにより選考の上、相当年次に入学を許可する。ただし、学科において編入学についての制限を設けたときは、この限りではない。

- 一 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 二 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
 - 三 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - 四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - 五 前各号に定める者のほか、法令等で大学に編入学ができること定められた者
- 2 前項の編入学志願者に対する取り扱いについては、第23条、第24条及び第25条の規定を準用する。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに履修すべき授業科目及び在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（転入学及び再入学）

- 第27条 大学を卒業した者又は退学した者で、本学に転入学又は再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することができる。ただし、学科において転入学についての制限を設けたときは、この限りではない。
- 2 前項の選考に合格した者の入学手続き及び入学許可については第25条の規定を準用する。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに履修すべき授業科目及び年数については、前条第3項の規定を準用する。

第10章 教育課程

（授業科目の区分、免許、資格）

- 第28条 授業科目の区分は、共通科目及び専門科目に分ける。
- 2 授業科目、履修方法及び単位数は別に定める。
- 3 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する授業科目及び単位を修得するものとする。
- 4 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 5 栄養士の資格（管理栄養士国家試験受験資格）を得ようとする者は、栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 6 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 7 介護福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 8 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の規定に基づき本学が定める図書館に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 9 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法施行規則（昭和30年10月4日文科科学省令第24号）の規定に基づき本学が定める博物館に関する授業科目を履修し、その単位を取得しなければならない。
- 10 その他資格取得に関する事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第29条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して4単位とする。

（単位の授与）

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（他大学等における授業科目の履修等）

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

（短期大学及び大学以外の教育施設等における学修）

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績)

第34条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの5種の標語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

第11章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第35条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条第2項の在学期間に算入しない。

4 休学期間が満了したときは、願い出の有無に関わらず復学となる。ただし、休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第37条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第38条 本学の学生で、他の学科に転学科を志願する者は、別に定めるところにより相当年次へ転学科することができる。

(留学)

第39条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第42条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第11条第2項に定める在学年限を超えた者
- 三 第36条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

2 前項第一号により除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する

額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上これを許可する場合がある。

3 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 卒業

(卒業要件)

第42条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について各学科とも124単位以上を修得しなければならない。

(学位)

第43条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

幼児教育学科	学士 (教育学)
児童教育学科	学士 (教育学)
人間発達心理学科	学士 (心理学)
人間福祉学科	学士 (社会福祉学)
健康栄養学科	学士 (栄養学)
食物栄養学科	学士 (栄養学)
文芸文化学科	学士 (文学)
生活情報学科	学士 (社会情報学)
メディアコミュニケーション学科	学士 (コミュニケーション学)

第13章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、十文字学園女子大学・同短期大学部学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席正常でないと認められる者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本

学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。ただし、学科において科目等履修生についての制限を設けたときは、この限りでない。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、本学において、本学教員の指導の下に研究することを希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 検定料、入学登録料、授業料その他の費用

(検定料、入学登録料、授業料及び施設費の金額)

第50条 本学の検定料、入学登録料、授業料及び施設費の金額は、次のとおりとする。

検定料	35,000円
入学登録料	100,000円
授業料	750,000円
施設費	300,000円

2 第42条に定める卒業要件を満たす単位が未修得のため、4年次終了後も引き続き在学する者のうち、一定の要件を満たす者に係る授業料及び施設費については別に定める。

(授業料等の納付)

第51条 授業料及び施設費は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納付しなければならない。ただし、1年次に納付する授業料及び施設費に係る納付期限については、別に定めるところによるものとする。

2 特別の事情により授業料を納めることができない者又は所定の納期に納付が困難な者に対しては、願い出により分納又は延納を許可することがある。

(実験実習費)

第52条 実験実習費は、別に納付しなければならない。

2 前条第2項の規定は、実験実習費について準用する。

(復学等の場合の授業料)

第53条 前期又は後期中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第54条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。ただし、第51条第2項の規定の適用を受ける者についてはこの限りでない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第55条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。
2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料、施設費及び実験実習費)

第56条 休学を許可され又は命じられた者については、休学期間中の授業料、施設費及び実験実習費(以下「授業料等」という。)を免除する。
2 前項の規定にかかわらず、学期の途中で休学した者については、当該学期の授業料等は徴収する。ただし、休学後に復学した者については、納付された授業料等のうち、当該学期における休学期間中の授業料等に相当する額を復学後の授業料等に充当する。

(入学登録料、授業料の免除及び徴収の猶予)

第57条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、修学に熱意があると認める場合又はやむを得ない事情があると認められる場合は、入学登録料、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。
2 入学登録料、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第58条 第23条及び第25条第1項の規定により納付した検定料及び入学登録料は原則として返付しない。

(科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の授業料等)

第59条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、登録料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 点検評価等

(点検評価等)

- 第61条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 学則の変更

(学則の変更)

- 第62条 この学則に変更の必要が生じたときは、学長は、教授会の議を経て変更することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度から平成11年度において社会情報学部社会情報学科の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。
- | | |
|--------|------|
| 平成8年度 | 180名 |
| 平成9年度 | 370名 |
| 平成10年度 | 585名 |

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度から平成15年度において社会情報学部コミュニケーション学科の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。
- | | |
|--------|------|
| 平成12年度 | 145名 |
| 平成13年度 | 290名 |
| 平成14年度 | 445名 |

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度から平成16年度において人間生活学部の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	幼児教育学科	食物栄養学科
平成14年度	100名	80名
平成15年度	200名	160名
平成16年度	300名	250名

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度における社会情報学部の収容定員は第3条第1項の規

定にかかわらず次のとおりとする。

	社会情報学科	コミュニケーション学科
平成16年度	735名	585名
平成17年度	670名	570名
平成18年度	640名	555名

- 3 平成16年度から平成18年度における人間生活学部人間福祉学科及び人間発達心理学科の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	人間福祉学科	人間発達心理学科
平成16年度	60名	80名
平成17年度	120名	160名
平成18年度	185名	240名

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月7日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成17年度以前に入学した学生に係る授業料は、改正後の第44条の規定にかかわらずなお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者及び平成19年度までの編入学者に係る授業科目、履修方法及び単位数については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成18年3月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年度から平成21年度における人間生活学部児童幼児教育学科幼児教育専攻及び児童教育専攻、ならびに幼児教育学科の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	児童幼児教育学科	幼児教育専攻	児童教育専攻
平成19年度		140名	50名
平成20年度		280名	100名
平成21年度		410名	150名
幼児教育学科			
平成19年度		300名	
平成20年度		200名	
平成21年度		100名	

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

- 2 第45条第1項に定める授業料及び施設費の納付期日については、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学し、引き続き在学する者及び平成20年度までの編入学者については従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
 2 平成21年度から平成23年度における社会情報学部の収容定員は、第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	社会情報学科	コミュニケーション学科
平成21年度	580名	515名
平成22年度	550名	490名
平成23年度	520名	470名

- 3 平成21年度から平成23年度における人間生活学部食物栄養学科及び人間発達心理学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次の通りとする。

	食物栄養学科	人間発達心理学科
平成21年度	380名	335名
平成22年度	420名	350名
平成23年度	460名	360名

- 4 第20条第1項及び第44条第1項に定める入学登録料（入学金）については、平成21年度に入学する者から適用する。
 5 平成20年度以前に入学した者に係る授業料は、改正後の第44条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、社会情報学部社会情報学科、コミュニケーション学科、人間生活学部児童幼児教育学科、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科は、第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 2 第2条に規定する第3年次編入学定員については、平成25年4月1日から施行する。
 なお、社会情報学部社会情報学科、コミュニケーション学科、人間生活学部児童幼児教育学科幼児教育専攻、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成25年度から停止する。
 3 平成23年度から平成25年度における人間生活学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	幼児教育学科	児童教育学科	人間発達心理学科	食物栄養学科
平成23年度	150名	50名	100名	120名
平成24年度	300名	100名	200名	240名
平成25年度	460名	150名	305名	370名

	人間福祉学科	生活情報学科	メディアコミュニケーション学科
平成23年度	60名	100名	100名
平成24年度	120名	200名	200名
平成25年度	185名	305名	305名

4 平成22年度以前に入学した者に係る授業料は、改正後の第48条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第11条第2項に定める授業期間は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する第3年次編入学定員については、平成29年4月1日から施行する。
- 3 平成27年度から平成29年度における人間生活学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	幼児教育学科	児童教育学科	人間発達心理学科
平成27年度	660名	240名	450名
平成28年度	700名	280名	490名
平成29年度	735名	325名	530名

	人間福祉学科	健康栄養学科	食物栄養学科
平成27年度	290名	80名	500名
平成28年度	330名	160名	500名
平成29年度	370名	245名	500名

	文芸文化学科	生活情報学科	メディアコミュニケーション学科
平成27年度	70名	410名	390名
平成28年度	140名	410名	370名
平成29年度	215名	410名	350名

別表

<p>人間生活学部</p> <p>人間生活学部は、「生活学」、「女性学」を教育研究の中核とし、その具体的課題を人文、社会、自然の諸科学の成果を応用して追及するとともに、生活諸課題を合理的に解決し、発展させることのできる人材を育成することを教育研究上の目的とする。</p>
<p>幼児教育学科</p> <p>幼児教育学科は、感性レベル（感じて気づく）、認識レベル（考えて理解する）、行為レベル（かかわり合い表現する）という3つのレベルでの学びの統合をめざし、「子どもから学ぶ 子どもとともに育つ」という基本姿勢をもった保育者を養成する。人間理解力と関係発展力に富んだ創造的保育実践力があり、地域社会の中で様々な役割をもって人間の成長発達を支え、未来を切り拓く人材の育成を図ることを教育研究上の目的とする。</p>
<p>児童教育学科</p> <p>児童教育学科は、教育に関する基本的な知識と指導技術を確実に習得させるとともに、これらを活用し、学校教育の諸課題を解決する能力を獲得させる。同時に、本学と連携する教育委員会や学校等と協同し、教員としての実践的な指導力を獲得させる。このため学校教育の充実に資する研究を行うとともに、大学と地域の学校等での実体験を通じた往還的な学びや経験をもとに、教員として必要な資質・能力を鍛錬し、実践的指導力を身につけさせる。よって、学校教育が抱える現代的な諸問題の解決に資する研究と教育を行う。</p>
<p>人間発達心理学科</p> <p>人間発達心理学科は、生涯発達に関する心理学的知見と態度及び技能を具備し、心理学的支援を要する人々についてカウンセリング・マインドを持って関わり支援できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。</p>
<p>人間福祉学科</p> <p>人間福祉学科は、人生のあらゆる場面における実践的な福祉・援助の方策を探る社会福祉学に基づき、「生活の質」の向上や「地域」における「共生」に対する理解を背景として、相談援助、介護、保育に関する知識・技術を適切に応用できる能力を習得することを教育研究上の目的とする。</p>
<p>健康栄養学科</p> <p>健康栄養学科は、栄養学を基礎として、食・運動・教育に関する専門的知識や技術、指導力、実践力を習得することにより、健康のスペシャリストとしてすべての人々の健康生活のための学びと実践を支え、推進できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。</p>

食物栄養学科

食物栄養学科は、科学的な根拠に基づく識見、企画力・指導能力、実践力を備えた感性豊かな食と栄養と健康の専門家となることのできる人材を養成することを教育研究上の目的とする。

文芸文化学科

文芸文化学科は、ことばを有する人間によって生み出された文化・芸術を深く理解し、それに基づいて、新たな文化を創造、発信する人材を養成する。また、人間生活の全般において、人として知的に成熟することを目指す人間を育成することを教育研究上の目的とする。

生活情報学科

生活情報学科は、ビジネス社会で求められる教養とコミュニケーション能力、ICT活用能力を習得させ、自ら学び、考え、行動できる能力を備えて、変化の激しい社会に対応でき、第一線で活躍できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

メディアコミュニケーション学科

メディアコミュニケーション学科は、高度情報社会の多様な情報を的確に判断するためのメディアリテラシーを身につけるとともに、様々なメディアの特性を生かして効果的に情報を表現、発信できる能力を備えて、社会生活の中で主体的に活動することのできる能力を育成する。そして、多様なメディアコンテンツ制作やメディア産業に関わる専門知識、最新のメディア情報技術を学修し、さらにそれら双方を実践的に結びつける企画力・編集力・実行力・分析力を身につけ、メディアに関わる社会の分野で総合的な能力を持ち主体的に活躍できる、柔軟で創造力のある人材を育成することを教育研究上の目的とする。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(a) 学則変更（収容定員変更）の内容

十文字学園女子大学は現在、1学部7学科で構成されており、入学定員・編入学定員・収容定員は表1のとおりである。

【表1 入学定員・編入学定員・収容定員（H26.3.27現在）】

人間生活学部	入学定員	編入学定員	収容定員
幼児教育学科	150人	10人	620人
児童教育学科	50人	—	200人
人間発達心理学科	100人	5人	410人
食物栄養学科	120人	10人	500人
人間福祉学科	60人	5人	250人
生活情報学科	100人	5人	410人
メディアコミュニケーション学科	100人	5人	410人
合計	680人	40人	2,800人

これを平成27年度に1学部9学科に改組し、学部構成及び入学定員・編入学定員・収容定員を表2のとおり変更し、学則第2条を改正する。

【表2 入学定員・編入学定員・収容定員（平成27年度）】

人間生活学部	入学定員	編入学定員	収容定員
幼児教育学科	190人	5人	770人
児童教育学科	90人	5人	370人
人間発達心理学科	140人	5人	570人
人間福祉学科	100人	5人	410人
健康栄養学科	80人	5人	330人
食物栄養学科	120人	10人	500人
文芸文化学科	70人	5人	290人
生活情報学科	100人	5人	410人
メディアコミュニケーション学科	80人	5人	330人
合計	970人	50人	3,980人

(b) 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は平成23年度に社会情報学科とコミュニケーション学科からなる社会情報学部と児童幼児教育学科、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科からなる人間生活学部を統合し、新たな人間生活学部を設置した。これを本学では第一次教育体制改革と呼ぶ。

平成23年度に設置した新たな人間生活学部は、「生活学」、「女性学」を教育研究の中核とし、その具体的課題を人文、社会、自然の諸科学の成果を応用して追及するとともに、生活諸課題を合理的に解決し、発展させることのできる人材を育成することを教育研究上の目的としている。設置以降、「育」「発達」「福祉」「食」「情報」「コミュニケーション」を主要領域として教育研究活動を展開し、本学の基本理念である社会に役立つ有用な女性の育成（大学の機能別分化における「幅広い職業人の育成」）に努めてきたところである。

その上で、第一次教育体制改革の方針（①学部を統合し、大学としての理念の明確

化②共通教育の充実③学生の学びの実現)を引き継ぐとともに、「大学全入時代」の本格化に対する備えを万全にするため、①大学の社会的責任の自覚②学士課程教育の充実③財政基盤の確立を新たな柱とする第二次教育体制改革の検討を開始した。

学校法人十文字学園の理事会においても、経営上の観点から、本学の伝統にふさわしく、学生募集において可能性をもつ教育研究領域の新たな学科をたちあげること、学生募集において成功していない学科においては学部編成について抜本的な改革に取り組むことが課題として提示された。

そこで、学部構成については、①十文字学園女子大学短期大学部を廃止し、その教育研究領域を人間生活学部に移行し、新たな学科をたちあげる②人間生活学部健康・運動領域の新たな学科をたちあげる③人間生活学部の既存学科について定員増を含め新しい体制を構築することを具体的方針として、検討を行ってきた。

その結果、大学全体としては平成 27 年度に (a) で示した内容で学則変更を行うが、各学科を取り巻く環境ならびに定員変更及び設置の必要性は以下のとおりである。なお、詳細な学生確保の見通しや人材需要の見通しについては、「6. 学生の確保の見直し等を記載した書類」を参照されたい。

①幼児教育学科（入学定員 40 人増、編入学定員 5 人減、収容定員 150 人増）

表 3 のとおり、学生募集の状況が堅調に推移しており、入学者数が入学定員を超過している現状を鑑み、入学定員を見直した。また、保育士不足という社会的な問題の解決に寄与するため保育士養成施設として指定されている幼児教育学科の入学定員を増やすこととした。

【表 3 幼児教育学科の募集状況】

入学定員 150 人	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
志願者数	395 人	508 人	566 人	491 人
受験者数	388 人	489 人	550 人	471 人
合格者数	206 人	231 人	214 人	268 人
入学者数	167 人	175 人	165 人	180 人

②児童教育学科（入学定員 40 人増、編入学定員 5 人増、収容定員 170 人増）

表 4 のとおり、学生募集の状況が堅調に推移しており、入学者数が入学定員を超過している現状を鑑み、入学定員を見直した。また、小学校教員の退職者数が年齢構成的に多い状況が続き、高い水準での採用数もしばらく見込まれることから児童教育学科の入学定員を増やすこととした。

【表 4 児童教育学科の募集状況】

入学定員 50 人	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年
志願者数	188 人	210 人	222 人	196 人
受験者数	184 人	203 人	211 人	189 人
合格者数	152 人	152 人	91 人	115 人
入学者数	92 人	86 人	61 人	60 人

③人間発達心理学科（入学定員 40 人増、編入学定員増減なし、収容定員 160 人増）

表 5 のとおり、学生募集の状況が堅調に推移しており、入学者数が入学定員を超過している現状を鑑み、入学定員を見直した。また、心理職の国家資格化（「心理師（仮称）」）の動きがあり、活動の幅が広がることも将来的に見込まれることから人

間発達心理学科の入学定員を増やすこととした。

【表 5 人間発達心理学科の募集状況】

入学定員 100人	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
志願者数	308 人	345 人	401 人	286 人
受験者数	299 人	337 人	387 人	267 人
合格者数	207 人	221 人	205 人	196 人
入学者数	141 人	144 人	129 人	112 人

④人間福祉学科（学科設置）

現在の間福祉学科は社会福祉士及び介護福祉士の養成を行っているが、新たに保育士養成の機能を加えるため、現在の学位の種類及び分野が「社会学・社会学」のところに「教育学・保育学」を加えて「社会学・社会学／教育学・保育」とするため、学科名称は同一であるが新たな学科として設置を行うこととした。

⑤健康栄養学科（学科設置）

本学では管理栄養士を養成する食物栄養学科が設置されているが、栄養士資格のみで構わないという受験生も存在する。そのような受験生のニーズに応えるとともに、付加価値のある栄養士を養成するため「栄養・食生活」に加え「身体活動・運動」を教育研究領域とすることで、「健康日本 21（第二次）」で掲げられている健康寿命の延伸といった社会の課題に応えることができる健康栄養学科の設置を行う。

⑥文芸文化学科（学科設置）

表 6 のとおり、十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科の学生募集の状況は、定員確保のため尽力しているものの順調とは言えず、短期大学全体の最近の現状を鑑みても今後の見通しは厳しい。そこで、表現文化学科を発展的解消し、その教育研究領域を人間生活学部に移行するかたちで、文芸文化学科の設置を行う。

【表 6 十文字学園女子大学短期大学部文学科・表現文化学科の募集状況】

入学定員 140人	文学科	表現文化学科		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
志願者数	110 人	87 人	71 人	62 人
受験者数	109 人	86 人	70 人	62 人
合格者数	109 人	86 人	70 人	62 人
入学者数	97 人	81 人	62 人	55 人

⑦メディアコミュニケーション学科（入学定員 20 人減、編入学定員増減なし、収容定員 80 人減）

表 7 のとおり、学生募集の状況は定員確保のため尽力しているものの順調とは言えず、入学定員の適正化を図るために、入学定員を削減することとした。

【表 7 メディアコミュニケーション学科の募集状況】

入学定員 100人	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
志願者数	187 人	169 人	151 人	111 人
受験者数	183 人	168 人	147 人	108 人
合格者数	182 人	168 人	145 人	107 人
入学者数	101 人	87 人	61 人	50 人

(c) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

1) 教育課程の変更内容

① 共通教育

現行のカリキュラムは、科目区分「初年次ゼミナール」「十文字学」「保健体育」「外国語」「情報処理基礎」「キャリア教育」で構成され、「十文字学」の中に小区分として「女性を学ぶ」「地域・社会を学ぶ」「人間・環境を学ぶ」「総合」がある。

平成 27 年度からのカリキュラムでは「十文字学」に「初年次ゼミナール」の科目を包含し、「学びの基礎をつくる」「女性の自立・生き方を学ぶ」「地域と社会を学ぶ」「人間と自然を学ぶ」の小区分へと変更した。

大学COC構想の視点から地域について学んだり、地域に飛び出して学んだりする科目を配置し、「地域と社会を学ぶ」区分から 1 科目 2 単位を必修とした。

また、グローバル化に対応した人材育成のため、「外国語」区分に目的別や資格に対応する科目を配置し、外国語を学びたい学生のニーズに応える。

② 幼児教育学科

科目区分（「基礎」「保育と教育」「保育内容」「発達と臨床」「生活と福祉」「健康と運動」「表現と文化」「フィールドワーク」）に変更はないが、学生の学修時間の確保や自主学習の促進、少人数授業の徹底、CAP 制と GPA 制度の運用、非常勤講師への依存度低減を目的として科目数の削減を行っている。

なお、学生の学修時間の確保や自主学習の促進、少人数授業の徹底、CAP 制と GPA 制度の運用、非常勤講師への依存度低減などを目的とするカリキュラムのスリム化は第二次教育体制改革における全学の方針である。

③ 児童教育学科

現在、児童教育学科で取得可能な教員免許状は、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、図書館司書教諭であるが、小学校における英語教育の拡充強化が求められる中、平成 27 年度から中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）を取得できる教育課程へと変更する（別途、教職課程認定申請予定）。具体的には、科目区分に「英語教諭資格関連分野」を追加する。

幼稚園教諭第一種免許状は幼児教育学科で取得可能なことから、児童教育学科の教育研究上の目的や各ポリシーを徹底するため、平成 27 年度から幼稚園教諭の養成は行わない。

④ 人間発達心理学科

科目区分（「生涯発達科目」「心理臨床科目」「研究法・実習科目」「社会科目」「生活科目」「教育・保健科目」）に変更はないが、学生の学修時間の確保や自主学習の促進、少人数授業の徹底、CAP 制と GPA 制度の運用、非常勤講師への依存度低減を目的として科目数の削減を行っている。

⑤ 人間福祉学科

学科全員が共通に学ぶ「社会福祉基礎科目」、目指す専門性に応じて選択する「ケアワーク科目」「保育科目」「ソーシャルワーク科目」、さらに学外での実習をとまなう「社会福祉実践科目」、福祉専門職としての資質向上やより学際的分野への学びを深める「社会福祉展開科目」を設ける。学びの成果を資格として表現できるよう、保育士・介護福祉士（受験資格）・社会福祉士（受験資格）の取得に配慮し、2 コースを設置する。

⑥ 健康栄養学科

健康栄養学科は栄養士としての知識・技能をベースに運動・教育について学び、健康のスペシャリストを養成するため、科目区分として「学科基礎」「栄養・食生活領域」「健康支援領域」「健康運動領域」「教育領域」を設けた。

なお、「栄養・食生活領域」には栄養士養成に対応するため、栄養士法施行規則別表1に則り「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の小区分を設定している。

⑦文芸文化学科

文芸文化学科は3年次に芸術文化コースと日本語・日本文化コースを選択するが、コース選択に備える基幹科目群として「芸術文化基礎科目」「日本語・日本文学基礎科目」「専門を学ぶための基礎科目」区分を設定し、1・2年次の選択必修科目とする。また、自らが関心を抱く専門領域を深めるため「芸術文化領域」「日本語・日本文学領域」「創作表現領域」「総合文化領域」区分を選択科目群として配置している。

⑧メディアコミュニケーション学科

現在の科目区分「学科基礎」「メディア」「コミュニケーション」「ランゲージスキル」「キャリア支援」による幅広い学びから、次のとおり教育課程を変更する。

まず、メディアコミュニケーションの基礎力となるメディア理解やメディアリテラシー、また職業人としての基礎力を身につけるために、専門必修科目群として「メディア基礎」「表現基礎」区分を設定する。さらに、それらに対する知識・理解・分析力の醸成、および情報の創造・編集・発信と企画力・実行力を修得するために、専門選択科目群として「メディア社会」「メディア文化」「メディアデザイン」「メディアプロデュース」区分を設ける。

2) 教育方法及び履修指導の変更内容

現行のカリキュラムの卒業要件は、共通科目18単位、学科専門科目98単位、その他(共通科目、自学科専門科目、他学科専門科目)8単位の計124単位としている。これを共通科目18単位、学科専門科目90単位、その他16単位の計124単位と変更する。共通教育に開講されている「外国語」「キャリア教育」区分の科目を手厚く学びたい学生や、隣接する他学科の教育研究領域の科目の履修を希望する学生のニーズに応えるための変更である。

また、第二次教育体制改革のもと、平成27年度からのカリキュラムを検討するにあたり、学科の専門科目については、学生の自主学習を促すために必修科目の選択科目化を推進することが基本方針とされたことから、収容定員増を行う幼児教育学科、児童教育学科及び人間発達心理学科は必修科目数が削減されている。

3) 教員組織の変更内容

平成27年度より、十文字学園女子大学短期大学部の所属教員が、十文字学園女子大学人間生活学部の教員として配置されることになる。

各学科の教員配置数は、大学設置基準で定められている必要専任教員数、教員一人当たりの学生数、演習・実習の科目数などを鑑み決定しているが、入学定員増を行った幼児教育学科、児童教育学科及び人間発達心理学科の教員配置数を増やし、入学定員減のメディアコミュニケーション学科ならびに入学定員の変更のない食物栄養学科および生活情報学科の教員配置数は減らしている。

第二次教育体制改革のもとでは、各学科の中核的な科目(本学では「学科目」という)は専任教員が担当するという考えにより、教員配置数と同数の学科目を初めて設定し、その学科目を担当するに相応しい教員を張り付けるかたちで平成30年度までの教員配置計画表を策定した。今後の新規採用の際は、学科目をベースとした教員配置計画表をもとに、職位のバランスや年齢構成を考慮して行っていく。

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

① 定員充足の見込み

ア) 幼児教育学科

平成 27 年度に幼児教育学科の入学定員 150 人を 190 人へ変更する。

平成 23 年度に人間生活学部を設置した際、幼児教育学科は 1 クラス 50 人の 3 クラス体制として入学定員の設定を行ったが、平成 27 年度から 4 クラス体制とする。なお、幼児教育学科は指定保育士養成施設として指定されており、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 6 号「1 学級の学生数は 50 人以下であること」が適用される。入学定員 200 人とする、歩留まりの読み違いにより 1 人でも定員超過した場合、もう 1 クラス追加で必要になるため、入学定員 190 人で設定した。

入学定員 190 人を充足する見込みについて述べると、幼児教育学科の過去 4 年間の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移は資料 1 のとおり堅調であり、入学定員 190 人としても倍率（入学者数／志願者数）を出すことが可能であることが挙げられる。

また、ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、幼児教育学科の入学意向度は、「入学してみたい」6.6%（116 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」25.8%（452 人/1,749 人）であった。本学が位置し、本学入学者の出身地の半数を占める埼玉県私立大学進学者数（女子）の将来推計と、私立 4 年制大学進学希望者に絞った入学意向度（「入学してみたい」5.8%）を鑑みると、入学定員 190 人は確保できる見込みである（資料 3）。

イ) 児童教育学科

平成 27 年度に児童教育学科の入学定員 50 人を 90 人へ変更する。

平成 23 年度に人間生活学部を設置した際、児童教育学科は 1 クラス 50 人として定員設定を行ったが、これを平成 27 年度から 2 クラス体制とする。入学定員 100 人とする、歩留まりの読み違いで定員超過した場合、クラス規模の観点からもう 1 クラス設けることが望ましい状況となるため、入学定員 90 人で設定した。

入学定員 90 人を充足する見込みについて述べると、児童教育学科の過去 4 年間の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移は資料 1 のとおり堅調であり、入学定員 90 人としても倍率（入学者数／志願者数）を出すことが可能であることが挙げられる。

また、ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、児童教育学科の入学意向度は、「入学してみたい」5.0%（87 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」25.2%（440 人/1,749 人）であった。本学が位置し、本学入学者の出身地の半数を占める埼玉県私立大学進学者数（女子）の将来推計と、私立 4 年制大学進学希望者に絞った入学意向度（「入学してみたい」4.6%）を鑑みると、入学定員 90 人は確保できる見込みである（資料 3）。

ウ) 人間発達心理学科

平成 27 年度に人間発達心理学科の入学定員 100 人を 140 人へ変更する。

平成 23 年度に人間生活学部を設置した際、人間発達心理学科は 1 クラス 50 人の 2 クラス体制として定員設定を行ったが、これを平成 27 年度から 3 クラス体制とする。入学定員 150 人とする、歩留まりの読み違いで定員超過した場合、クラス規模の観点からもう 1 クラス設けることが望ましい状況となるため、入学定員 140 人で設定した。

入学定員 140 人を充足する見込みについて述べると、人間発達心理学科の過去 4 年間の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移は資料 1 のとおり堅調であり、入学定員 140 人としても倍率（入学者数／志願者数）を出すことが可能であることが挙げられる。

また、ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、人間発達心理学科の入学意向度は、「入学してみたい」5.8%（101 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」25.6%（447 人/1,749 人）であった。本学が位置し、本学入学者の出身地の半数を占める埼玉県の私立大学進学者数（女子）の将来推計と、私立 4 年制大学進学希望者に絞った入学意向度（「入学してみたい」5.5%）を鑑みると、入学定員 140 人は確保できる見込みである（資料 3）。

エ) 人間福祉学科

平成 27 年度に社会福祉・保育コースと社会福祉・介護福祉コースからなる人間福祉学科を新たに設置する。（現行の社会福祉士コースと介護福祉士コースからなる人間福祉学科は、平成 27 年 4 月学生募集停止とする。）

新たな人間福祉学科の入学定員 100 人の内訳は、社会福祉・保育コース 50 人、社会福祉・介護福祉コース 50 人とする。

社会福祉・保育コースは社会福祉士に加え保育士の養成を行うため、指定保育士養成施設としての指定を受ける。そのため、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 6 号「1 学級の学生数は 50 人以下であること」の適用を受けることから、入学定員 50 人で設定した。

社会福祉・介護福祉コースは、現行の人間福祉学科の流れを汲むものであり、資料 1 の募集状況（受験者数＝合格者数）を鑑み、現行の人間福祉学科の入学定員 60 人から 10 人減じて 50 人で設定した。

ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、人間福祉学科の入学意向度は、「入学してみたい」4.8%（84 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」20.8%（364 人/1,749 人）であった。本学が位置し、本学入学者の出身地の半数を占める埼玉県の私立大学進学者数（女子）の将来推計と、私立 4 年制大学進学希望者に絞った入学意向度（「入学してみたい」4.4%）を鑑みると、入学定員 100 人は確保できる見込みである（資料 3）。

オ) 健康栄養学科

平成 27 年度に新たに健康栄養学科を設置し、入学定員 80 人とする。

健康栄養学科は栄養士の養成を行うため、栄養士養成施設の指定を受けることから、栄養士法施行規則第 9 条第 10 号「同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね 40 人であること」が適用される。そこで、1 クラスあたりの学生数は 40 人とした上で 2 クラス体制とし、入学定員 80 人で設定した。

ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、健康栄養学科の入学意向度は、「入学してみたい」6.4%（112 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」23.5%（411 人/1,749 人）であった。調査において「入学してみたい」との回答数が、入学定員 80 人を上回っており、入学定員 80 人を確保できる見込みである。

カ) 文芸文化学科

平成 27 年度に新たに文芸文化学科を設置し、入学定員 70 人とする。

十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科の学問領域を移行する形で設置を行うが、表現文化学科および前身の文学科の募集状況は資料 1 のとおりであり、直近 4 年間の平均入学者数は 73.5 人であることから、入学定員 70 人で設定した。

ベネッセグループの株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果は資料 2 のとおりであり、文芸文化学科の入学意向度は、「入学してみたい」5.1%（90 人/1,749 人）、「入学を検討してみたい」23.5%（411 人/1,749 人）であった。調査において「入学してみたい」との回答数が入学定員 70 人を上回っており、入学定員 70 人を確保できる見込みである。

②定員充足の根拠となる調査結果の概要（資料 2）

ア) 調査目的

設置（人間福祉学科、健康栄養学科、文芸文化学科）及び入学定員変更（幼児教育学科・児童教育学科・人間発達心理学科）を行う学科に対する高校生の評価や入学意向を探る。

イ) 調査方法

高校留め置き調査（高校の教員を通じて授業等で高校生に一斉配布・回収）

ウ) 対象条件およびサンプル数

対 象 者：高校 2 年生女子

依 頼 数：21 校（埼玉県 16 校、東京都 4 校、宮城県 1 校）2,837 人

有効回収数：16 校（埼玉県 12 校、東京都 4 校）1,749 人

エ) 実査時期

平成 25 年 10 月 7 日（月）～平成 25 年 11 月 12 日（火）

オ) 主な調査項目

- ・受験校選択の重視点
- ・十文字学園女子大学の認知度
- ・十文字学園女子大学の特色評価
- ・新設学科に対するキーワード評価
- ・新設学科の特色評価
- ・改組・新設学科への興味・関心度
- ・改組・新設学科への入学意向度

調査項目の全体像については、調査票（資料 4）を参照いただきたい。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学では、学長の下に副学長（募集・就職担当）が置かれ、副学長（募集・就職担当）主管の委員会として、企画委員会通則規程に基づき、募集・入試企画委員会、募集・入試委員会が設置されている。これらの委員会で、学生募集に関する方針や戦略が決定され、各学科に周知されている。

これらの委員会を庶務する事務組織として、募集・入試部がある。募集・入試部は、学生募集に関して企画・立案を行い、教員や在学生と一体となって学生確保に向けた諸活動を行っている。具体的には、オープンキャンパスや学外における会場ガイダンス、高校ガイダンス、高校教諭対象大学説明会、高校での模擬授業、高校訪問等を実施し、高校生や保護者、高校教諭に直接的に大学の情報を周知するように努めている。

また、大学の情報については、広報委員会及び総務部広報課が大学案内や大学ホームページ等で、各学科の教育目標や学びの内容、取得可能な免許・資格、学費や奨学金制度などに関する情報を周知している。なお、入学者受入方針については学生募集要項や大学ホームページにて、入試情報については入試ガイドにて明らかにしている。

平成 26 年度には副学長の担当所掌や委員会の見直しを行い、その一環として、学生募集に関しては全学的な学生募集活動の充実を図り、その効果をより高めるため学生募集戦略室を置くことを検討している。また、事務組織としても、総務部広報課の機能の一部を募集・入試部に移し、募集広報課を設置するなど、学生確保に向けた募集活動の体制を強化する予定としている。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

ア) 幼児教育学科

感性レベル（感じて気づく）、認識レベル（考えて理解する）、行為レベル（かかわり合い表現する）という 3 つのレベルでの学びの統合をめざし、「子どもから学ぶ 子どもとともに育つ」という基本姿勢をもった保育者を養成する。人間理解力と関係発展力に富んだ創造的保育実践力があり、地域社会の中で様々な役割をもって人間の成長発達を支え、未来を切り拓く人材の育成を図ることを教育研究上の目的とする。

イ) 児童教育学科

教育に関する基本的な知識と指導技術を確実に習得させるとともに、これらを活用し、学校教育の諸課題を解決する能力を獲得させる。同時に、本学と連携する教育委員会や学校等と協同し、教員としての実践的な指導力を獲得させる。このため学校教育の充実に資する研究を行うとともに、大学と地域の学校等での実体験を通じた往還的な学びや経験をもとに、教員として必要な資質・能力を鍛錬し、実践的指導力を身につけさせる。よって、学校教育が抱える現代的な諸問題の解決に資する研究と教育を行う。

ウ) 人間発達心理学科

生涯発達に関する心理学的知見と態度及び技能を具備し、心理学的支援を要する人々についてカウンセリング・マインドを持って関わり支援できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

エ) 人間福祉学科

人生のあらゆる場面における実践的な福祉・援助の方策を探る社会福祉学に基づき、「生活の質」の向上や「地域」における「共生」に対する理解を背景として、相談援助、介護、保育に関する知識・技術を適切に応用できる能力を習得することを教育研究上の目的とする。

オ) 健康栄養学科

栄養学を基礎として、食・運動・教育に関する専門的知識や技術、指導力、実践力を習得することにより、健康のスペシャリストとしてすべての人々の健康生活のための学びと実践を支え、推進できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

カ) 文芸文化学科

ことばを有する人間によって生み出された文化・芸術を深く理解し、それに基づいて、新たな文化を創造、発信する人材を養成する。また、人間生活の全般において、人として知的に成熟することを目指す人間を育成することを教育研究上の目的とする。

(2) 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

ア) 幼児教育学科

幼児教育学科は幼稚園教諭及び保育士の養成を行っているが、保育士をめぐる現状は次のとおりである。

平成 25 年 4 月、潜在的ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、総理より「待機児童解消加速化プラン」が発表された。それを受け、5 月には厚生労働省が支援パッケージをまとめ、5 本の柱で保育の量的拡大と質の確保を図るとされている。その柱の一つに「保育の量拡大を支える保育士確保」が掲げられ、その施策として新規卒業者の確保が挙げられているところである。また、10 月には厚生労働省が「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」(資料 5) をとりまとめ、その中には、「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成 29 年度末には保育士が約 7.4 万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要とある。さらには、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は 1.0 倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題との記述がある。

本学が位置する埼玉県の上記に対応する数値は、平成 29 年度末不足保育士数約 9,300 人(資料 6)、保育士の有効求人倍率は平成 23 年度が 10 月以降、平成 24 年度が 8 月以降年度末まで 1.0 倍を超過している状況にある(資料 7)。なお、厚生労働省発表の「保育所関連状況とりまとめ」(資料 8)によると、埼玉県では待機児童解消のため、平成 24 年度、29 市区町村で保育所定員を増やし、県内で計 3,280 人の定員増となった。にもかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日現在、902 人の待機児童がいる。首都圏においては、入所申込が増加傾向にあるうえ、平成 27 年度から本格施行予定の子ども・子育て支援新制度においては、パートタイマーや求職中の場合も、保育の必要性が認定されるようになり、公的保育の対象が拡大されることから、現在以上の保育需要の増加が確実である。それに伴う、深刻な保育士不足は容易に予想される。

このような政府の動向や埼玉県等の現状を背景として、本学においては入学定員増を行うことで保育士資格保有者を増やし、新規卒業者として保育所等へ就職させることにより、全国及び埼玉県の保育士不足の解消に寄与する。

イ) 児童教育学科

小学校教員の採用数(資料 9)は、平成 16 年度 10,483 人から平成 25 年度 13,626 人と、この 10 年間で約 3,000 人増加している。本学の位置する埼玉県においても、平成 16 年度 675 人に対し平成 25 年度は 776 人となっている。平成

36年度まで小学校教員の退職者数が1万人を超え(資料10)、しばらくの間、小学校教員採用については同程度の数が見込まれる。

また、児童教育学科は平成19年度設置の児童幼児教育学科児童教育専攻を前身としているが、その卒業生の小学校教員採用数は平成22年度17人、平成23年度27人、平成24年度22人、平成25年度28人と実績を残している(資料9)ことから、本学においては児童教育学科の入学定員増を行い、小学校教員の養成に更に尽力する。

ウ) 人間発達心理学科

人間発達心理学科が養成する人材像は、カウンセリング・マインドを備えた人材、すなわち、日常生活や職場で活かせるカウンセリングスキルを身につけた人材である。

カウンセリングとは、「相手の話をよく聴く」ことが基本であり、相手の話をよく聴き、共感的な態度で相手のことを理解するようにつとめ、それによって良好な人間関係や信頼関係ができたあとで、よりよい生き方をするための様々な援助を行うことである。そして、カウンセリング・マインドとは、「カウンセリングを日常生活のシーンに取り入れて生きていこうというところがけ」であり、カウンセリングの専門家でない人でも、職場や学校、そして家庭などの人と人がかかわっている場所で、カウンセリングの理論や技法を取り入れながら人間関係や人が生きる上での問題解決に役立てようとするものである。

これらは、企業・団体に対して行ったニーズ調査の、企業が新規学卒者として採用したい人材の能力・資質の「コミュニケーション能力が高い」(1位87.0%)「協調性がある」(2位81.3%)に通じるものである(資料11)。

これらのことから、人間発達心理学科は企業・団体からの興味関心度、社会的必要度、採用意向度ともに一定の評価を得ている(資料12)。

また、社会的には心理職の国家資格化(「心理師(仮称)」)の動きがあり、専門職としての活動の幅が広がることも将来的に見込まれている。

エ) 人間福祉学科

近年、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化している。すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす社会の実現が求められているなか、保護者による適切な養育を受けられない子どもが増加している。こうした状況の中では、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点が必要である。また、虐待相談対応件数は年々増加し、子どもの尊い命が失われる事例も多く発生している。子どもにとって安心できる養育環境を保障するためには、子どもは家庭だけではなく地域社会の中で育つという認識のもと、社会的に子どもを養育し保護する児童養護施設、里親制度等の「社会的養護」の意義と重要性が高まっている。

このような社会的背景を受け、人としての尊厳を重んじ、互いに支え合い、共に豊かに生きられる共生社会の実現に貢献できる女性を養成してきた人間福祉学科の教育研究活動にこそ「児童福祉」の領域を加え、保育士の養成を行うべきであると判断した。これは、人間福祉学科の教育研究上の目的に沿うものであり、人間福祉学科において保育士を養成する意味は、保育所における保育はもちろん、社会福祉の知識が必要な児童養護施設や介護についての技能が求められる障がい児入所施設(入所・通所)などでの施設保育、および問題や悩みを抱える保護者

からの相談に対応できる相談援助スキルといった付加価値の高い保育士の養成にあると言える。

また、保育士をめぐる現状については、幼児教育学科で言及したとおりであり、保育士養成を行う新たな人間福祉学科を設置し、社会や地域の問題解決に応える。

オ) 健康栄養学科

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件」(平成 24 年 7 月 10 日厚生労働省告示第 430 号)が告示され、いわゆる「健康日本 21 (第二次)」が平成 25 年 4 月より適用されている。

その基本的な方向として、

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

が示されているが、健康栄養学科の教育研究上の目的はこれに沿うものである。

つまり、健康栄養学科で養成した人材は、国民の健康増進を形成する基本的要素となる「栄養・食生活」「身体活動・運動」を学修したことにより、食生活の改善や運動習慣の定着等による生活習慣病の第一次予防、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージにおける心身機能の維持及び向上などに資することができ、健康寿命の延伸の一端を担うことができる。

また、「健康日本 21 (第二次) 別表第 4」(資料 13)では、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標値として、

- 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数を平成 24 年度 420 社から平成 34 年度 3,000 社に増加
 - 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数を平成 24 年度 7,134 拠点から平成 34 年度 15,000 拠点到増加
- を掲げており、活躍の場が広がることが見込まれる。

カ) 文芸文化学科

文芸文化学科の教育研究上の目的に掲げた「人間生活の全般において、人として知的に成熟することを目指す人間を育成する」とは、企業・団体に対して行ったニーズ調査の、企業が新規学卒者として採用したい人材の能力・資質の「常識がある」(3 位、69.7%)「幅広い教養を身につけている」(16.7%)などに応えるものである。(資料 14)

また、文芸文化学科は言葉を中核とすることで、適切かつ高度な日本語の運用能力と論理的思考力を身につけさせ、自らの考えや想いを的確に相手に伝える力を修得させる。正確で美しい言葉を身につけることで、社会で「伝える力」を活かすことができる人材を育成することは、企業が新規学卒者として採用したい人材の能力・資質の「コミュニケーション能力が高い」(1 位 87.0%)に、人間発達心理学科とは違うアプローチで応えるものである。

これらのことから、文芸文化学科は企業・団体からの興味関心度、社会的必要度、採用意向度、特色ともに一定の評価を得ている(資料 15)。

キ) ニーズ調査（企業編）の結果概要

a) 調査目的

設置（人間福祉学科、健康栄養学科、文芸文化学科）及び入学定員変更（幼児教育学科・児童教育学科・人間発達心理学科）を行う学科に対する企業の評価や採用意向を探る。

b) 調査方法

郵送配布・郵送回収

c) 対象条件およびサンプル数

対 象 者：卒業生の想定される就職先の採用担当者

依 頼 数：2,000 社・団体

有効回収数：300 社・団体

d) 実査時期

平成 25 年 10 月 19 日（土）～平成 25 年 11 月 12 日（火）

e) 主な調査項目

- ・新規学卒者として採用したい人材の能力・資質
- ・十文字学園女子大学の認知度
- ・十文字学園女子大学の特色評価
- ・改組・新設学科への興味・関心度
- ・改組・新設学科の社会的必要度
- ・改組・新設学科を卒業した学生の採用意向

調査項目の全体像については、調査票（資料 16）を参照いただきたい。

f) 調査結果の概要

各学科に対する企業・団体の採用意向度は、資料 17 のとおりである。

専門職を養成する幼児教育学科は「幼稚園・保育園・託児所」、児童教育学科は「教育」、人間福祉学科は「医療・福祉」、健康栄養学科は「飲食・宿泊・旅行・娯楽」といった関係の深い企業・団体からの興味・関心度、社会的必要度、採用意向度はより高い傾向にある。一方、主に一般就職を目指す人間発達心理学科及び文芸文化学科は業種による違いはみられないものの、従業員規模別において「100 名以上 500 名未満」「500 名以上」の企業からの採用意向度が高かった。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任（予定）年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
一	十文字学園 女子大学 学長	ヨコスカ カオル 横須賀 薫 <平成23年4月>		修士※ （教育学）		十文字学園女子大学 学長 十文字学園女子大学短期大学部 学長 （平成23年4月）